

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面閲覧規則の一部を改正する規則

(行政経営推進課)

一

○土地改良事業等調査及び計画受託規則の一部を改正する規則

(農村振興課)

一

告 示

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

一

○保安林の指定実施要件の変更の予定

(同)

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

三

○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)

(同)

三

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(三件)

(情報政策課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(環境対策課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁高校教育課)

四

議 会

○宮城県議会傍聴規則の一部を改正する規則

六

○宮城県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令

六

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

七

規 則

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面閲覧規則の一部を改正する規則をここに

に公布する。

平成三十年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面閲覧規則の一部を改正する規則

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面閲覧規則(平成十一年宮城県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二百五十二条の三十六第五項」を「第二百五十二条の三十六第六項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

土地改良事業等調査及び計画受託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

土地改良事業等調査及び計画受託規則の一部を改正する規則

土地改良事業等調査及び計画受託規則(昭和四十八年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「密」を「密」に改め、「密」の下に「密」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林子定森林の所在場所

加美郡色麻町平沢字北山一の七、字熊ノ森一の三(次の図に示す部分に限る。)、一の二〇、高根

字七郎沢北一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び色麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大衡村大瓜字牛野五、七の一、字向牛野一の一、一の一五、一の一八、二の一、二の一〇、

二の一、二の一六、二の一七

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大衡村大衡字平林三八の一・三八の三・三九の一〇・七〇の一・一一七・一一八の一・

一一八の三・一二二の三・一二三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、三八の二、一

一五、一一六、一二五、一二六、字籓沢三八（次の図に示す部分に限る。）、三九、六九、七〇の

一から七〇の三まで、七一

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大衡村大衡字平林三八の一・三八の三・三九の一〇・七〇の一・一一七・一一八の一・

一一八の三・一二二の三・一二三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、三八の二、一

一五、一一六、一二五、一二六、字籓沢三八（次の図に示す部分に限る。）、三九、六九、七〇の

一から七〇の三まで、七一

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

整備課）及び大衡村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百七十八号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・十四号七窪蛇田線及び三・五・十九号山下内海橋線

三 事業施行期間

「平成二十七年二月六日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成二十七年二月六日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

平成二十七年二月六日宮城県告示第百十八号の事業地のうち、字清水尻を削り、山下町一丁目、田道町一丁目、清水町一丁目、南中里三丁目、南中里四丁目の各一部を変更する。

2 使用の部分

平成二十七年二月六日宮城県告示第百十八号の事業地に字清水尻を加える。

○宮城県告示第二百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・十二号 南町魚市場線

三 事業施行期間

「平成二十六年七月二十二日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二十六年七月二十二日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百八十一号

美里東部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年三月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年三月二十日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 彰

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成三十年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県電子県庁共通基盤システムに係るアプリケーション保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年三月八日

四 落札者の名称及び所在地 emiyagi 共通基盤システムサポート企業連合 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号

五 落札金額 四千五百八十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年一月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 情報システムサーバ統合基盤機器等賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年三月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号

五 落札金額 一億二千六百三十五万一千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年一月十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県人事給与システム運用機器の賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年三月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オリックス・レンテック株式会社 東京都品川区北品川五丁目五番十五号

五 落札金額 五千九百九十五万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年一月十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成三十年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年三月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター 仙台市青葉区落合二丁目十五番二十四号

五 落札金額 三千二百九十四万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年二月二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種一号） 百七十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成三十年四月二十四日 午後一時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻新漁港内宮城丸

5 一連の調達で今後予定される数量の概数及び入札公告予定時期 七十キロリットル 平成三十年六月、百七十キロリットル 平成三十年八月、二百キロリットル 平成三十年十一月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合には、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経

営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 昆 洋一 電話〇二二二二一一三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成三十年三月三十日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年三月三十日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成三十年四月九日午前九時から平成三十年四月十日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成三十年四月十日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所
平成三十年四月十一日午前十一時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.1) 170

Kiloliters

2 Deadline for Delivery : April 24, 2018

3 Place of Delivery : Miyaginamaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : April 10, 2018 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Yoichi Kon, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

議 会

宮城県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

宮城県議会議長 中 島 源 陽

○宮城県議会規則第一号

宮城県議会傍聴規則の一部を改正する規則

宮城県議会傍聴規則（昭和三十五年三月二十五日制定）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「必要事項を記載した傍聴券用紙を提出した者（団体にあつては、その代表者又は責任者）に対し、」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県議会訓令第一号

宮城県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十日

宮城県議会議長 中 島 源 陽

宮城県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令

宮城県議会委員会傍聴規程（平成十一年宮城県議会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「受付」を「先着」に改め、「ただし、傍聴券の交付開始の時点において、既に定員を超えているときは、抽選により傍聴券を交付する者を決定する。」を削る。

第九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、一般席の定員を変更することがある。

様式第一中「(白地に黒文字)」及び「氏名」を削る、「傍 聴 人 住 所(市区町村名)」を「傍 聴 人 氏 名」に改める。

様式第二中「(青地に黒文字)」 「所在地」及び「電話番号」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十八号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

気仙沼公園住宅集会所、小泉中学校住宅集会所、旧唐桑小学校住宅集会所、鹿折中学校住宅集会所、水梨コミュニティ住宅集会所、面瀬中学校住宅集会所、反松公園住宅集会所、松岩中学校住宅集会所、五右衛門ヶ原運動場住宅集会所、小原中学校住宅集会所、長磯前林住宅集会所、天ヶ沢住宅集会所、条南中学校住宅集会所、市宮野球場住宅集会所、長磯七半沢地区住宅集会所、旧折壁小学校住宅集会所、旧千厩中学校住宅集会所の項を削り、東日本大震災復興記念前浜マリンセンターの項の次に次のように加える。

四反田コミュニティセンター	同	市四反田五七番地二三
田中コミュニティセンター	同	市田中一一七番地二
南郷コミュニティセンター	同	市南郷二五番地一
館山コミュニティセンター	同	市館山一丁目一番四三号
駅前住宅交流センター	同	市古町三丁目三番八号
八日町コミュニティセンター	同	市八日町二丁目三番六号
魚町入沢コミュニティセンター	同	市入沢四番一一号
幸町コミュニティセンター	同	市幸町三丁目二番一号
内の脇コミュニティセンター	同	市内の脇一丁目一〇番一号
錦町コミュニティセンター	同	市錦町一丁目二番一号
東八幡コミュニティセンター	同	市東八幡前一一番四五
東中才交流センター	同	市東中才四二五番地三七
浪板一コミュニティセンター	同	市東八幡前三二七番地四
浪板二コミュニティセンター	同	市浪板二〇五番地一八
大浦公会堂	同	市大浦二九番地四六

小々汐コミュニティセンター	同	市小々汐九一番地五六
梶ヶ浦ふれあいセンター	同	市二ノ浜一九一番地二五
片浜コミュニティセンター	同	市松崎浦田七〇番地三六
杉ノ沢コミュニティセンター	同	市赤岩杉ノ沢八番地一五
小田コミュニティセンター	同	市赤岩小田一五番地六二
牧沢コミュニティセンター	同	市赤岩牧沢一三八番地二八
切通コミュニティセンター	同	市切通四〇番地
田柄公会堂	同	市茗荷沢一五八番地
長磯浜ふれあい館	同	市長磯下原二五番地一
浅根コミュニティセンター	同	市浅根六六番地二五
東舞根集会所	同	市唐桑町東舞根一〇七番地一二
舞根集会所	同	市唐桑町浦一三一番地五
小鯖集会所	同	市唐桑町上小鯖一三四番地六
只越集会所	同	市唐桑町唯越五九番地一
本吉小泉町区振興会館	同	市本吉町外尾一五二番地五一
本吉大沢生活改善センター	同	市本吉町大沢九八番地二
本吉高漁村センター	同	市本吉町小金沢四六番地
本吉日門コミュニティセンター	同	市本吉町山谷一四八番地一
本吉大谷漁村センター	同	市本吉町大谷三七四番地三
本吉大谷西コミュニティセンター	同	市本吉町長根一八六番地二八
大崎市古川志田東部コミュニティセンターの項中「大崎市古川米倉字中田二三三番地」を「大崎市古川穂波八丁目一五番一五号」に、大崎市松山駅前区集会所の項中「同 市松山金谷字鍋田三三番地」を「同 市松山金谷字向田一七四番地二」に、大崎市松山広岡農業集落多目的集会所の項中「大崎市松山広岡農業集落多目的集会所」を「大崎市松山中谷地区公会堂」を「大崎市松山中谷地区公会堂」に、「同 市松山下伊場野字薬師一四番地二」を「同 市松山下伊場野字薬師一四番地二」に、大崎市松山新田地区営農指導拠点施設の項中「大崎市松山新田地区営農指導拠点施設」を「大崎市松山新田地区総合営農指導拠点施設」に、「同 市松山長尾字大天馬一八番地一」を「同 市松山長尾字新五輪崎二二三番地」に、大崎市三本木南谷地集会所の項中「同 市三本木字新鹿嶋一三番地一」を「同 市三本木字新鹿嶋一三番地一」を「同 市三本木字新鹿嶋一三番地一」に、大崎市三本木混内山集会所の項中「同 市三本木字新鹿嶋一三番地一」を「同 市三本木字新鹿嶋一三番地一」に、大崎市三本木混内山一「番地一」を「同 市三本木字新鹿嶋一三番地一」に、大崎市三本木伊		

場野地区コミュニティセンターの項中「同 市三本木伊場野字鉄砲町八番地」を「同 市三本木伊場野字鉄砲町八番地」に、大崎市三本木ふるさと研修センターの項中「同 市三本木蟻ヶ袋字山畑一番地一四」を「同 市三本木蟻ヶ袋字山畑九番地二七」に、大崎市鹿島台志田谷地区集会所の項中「大崎市鹿島台志田谷地区集会所」を「大崎市鹿島台志田谷地集落センター」に、大崎市鹿島台三ツ屋・上地コミュニティセンターの項中「大崎市鹿島台三ツ屋・上地コミュニティセンター」を「大崎市鹿島台三ツ屋上地コミュニティセンター」に、大崎市鎌田記念ホールの項中「大崎市鎌田記念ホール」を「大崎市鹿島台瑞・華・翠交流施設」に、大崎市岩出山地域福祉センターの項中「同 市岩出山下川原一〇〇番地八」を「同 市岩出山下川原町一〇〇番地八」に、大崎市田尻北小塩集落センターの項中「大崎市田尻北小塩集落センター」を「大崎市田尻小塩集落センター」に、「同 市田尻北小塩字蓬田南三番地四」を「同 市田尻小塩字蓬田南三番地四」に、鹿島台姥ヶ沢集会所の項中「鹿島台姥ヶ沢集会所」を「大崎市鹿島台姥ヶ沢集会所」に改め、大崎市中山コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

三本木新沼地区コミュニティセンター 同 市三本木新沼字荒屋敷一二二番地一
大崎市図書館 同 市古川駅前大通四丁目二番一号